

児童扶養手当支給のご案内

児童扶養手当

父親のいない家庭や、父親が一定の障害の状態にある家庭の子どもの母、または母に代わってその子どもを養育している方に支給されます。

- 対象 次のいずれかに該当する子どもを育てている場合
- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 父が死亡した子ども
- ・ 父に一定の障害がある子ども
- ・ 父の生死が明らかでない子ども
- ・ 父に1年以上遺棄されている子ども
- ・ 父が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した子ども

を受けることができる。子どもが父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき

・ 子どもが児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき

・ 手当の支給要件を平成10年3月31日以前に満たしたものの、受給申請をしないまま、その間、状況的に変わらなかつた場合

戸籍上婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（内縁関係など）も手当受給の対象にはなりません。現在受給中の方も、事実婚の実態が判明した場合、手当を返還していたり、返還しなくてはなりません。

支給額（全額支給の場合）

1人	月額41,720円
2人	月額46,720円
3人	月額51,720円

ただし、右記の場合でも次のいずれかに当てはまる場合は、手当は支給できません。

- ・ 申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・ 申請する方が公的年金を受給することができる
- ・ 子どもが父または母の死亡について支給される公的年金

000円を加算
手当は4月・8月・12月の年3回に分けて、4か月分ずつ支払われます。

年齢
18歳になった年の年度末

（3月31日）までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでとなります。児童扶養手当受給者にかかると同額の手当を受給できる場合があります。

R 通勤定期乗車券の割引制度など詳しくは福祉課へお問い合わせください。

児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	本人		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円

所得制限額未満の場合、全部支給または、一部支給となります。一律控除(8万円)のほか、諸控除が受けられる場合があります。受給資格者は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

児童扶養手当受給に関する重要なお知らせ

平成20年4月から、法律の改正に伴い、児童扶養手当を受給して5年を経過した方に

ついては、同月以降の手当額が2分の1支給停止されます。ただし、次のように該当する方については、3月以前と同額の手当を受給できる場合があります。

就業している場合
求職活動を行っている場合
身体または精神の障害がある場合

難な場合
負傷または病気で就業が困難な場合

引き続き同額の手当を受給するには、6月末日までに関係書類の提出が必要です。該当する方には個別に通知を送付します。

福祉課児童係内2127

特別児童扶養手当

一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給されます。

ただし、次の場合は支給されません。

- ・ 申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・ 子どもが障害による公的年金を受給することができる
- ・ 子どもが児童福祉施設等に入所しているとき

支給額

重度の場合↓1人につき月額50,750円

中度の場合↓1人につき月

額33,800円
手当は4月・8月・11月の年3回に分けて、4か月分ずつ支払われます。

児童扶養手当、特別児童扶養手当に該当する場合は、福祉課にご相談ください。ただし、各制度ともに所得制限があります。（外国人の方も受給できます。）

これらの手当は、申請をした翌月からの対象となります。また、各制度の受給者が受給要件に変更があった場合（転入・転出・氏名変更・児童数の増減など）は、お申し出ください。

福祉課障害者福祉係内2121

特別児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
0	4,596,000円	6,287,000円
1	4,976,000円	6,536,000円
2	5,356,000円	6,749,000円
3	5,736,000円	6,962,000円

所得制限額未満の場合に支給となります。一律控除(8万円)のほか、諸控除が受けられる場合があります。受給資格者は、年1回所得状況届の提出が必要です。

平成20年度 介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の平成20年度介護保険料は、下表のとおりです。

なお、平成17年度税制改正に伴う経過措置対象者には、本年度も引き続き激変緩和措置を講じるため、下表の額とは異なる場合があります。

納め方と通知の時期

すでに年金からの天引きが始まっている方

4月、6月の年金からも、2月の年金天引額と同額の保険料が天引きされます。

平成20年度介護保険料特別徴収開始通知書が届いた方

お知らせした額で4月また

平成20年度 後期高齢者医療 の保険料徴収が 始まります

納め方と通知の時期

4月に、平成20年度後期高齢者医療保険料特別徴収納入通知書が届いた方

お知らせした額で4月の年金から天引きが開始されま

は、6月の年金から天引きが開始されます。

それ以外の方

7月に納入通知書を送付します。

納期：7月末～来年2月末までの各月（8回）

また、年度途中に65歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降、随時、納入通知書を送付します。

注意
との方についても、7月に介護保険料額決定通知書を送付しますので、再度保険料額の確認をお願いします。

福祉課介護保険管理係内
2124

す。7月に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

それ以外の方
7月に納入通知書を送付します。

納期：7月末～来年2月末までの各月（8回）

また、年度途中に75歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降、随時、納入通知書を送付します。

福祉課医療係内2129

(単位：円)

平成20年度の介護保険料額

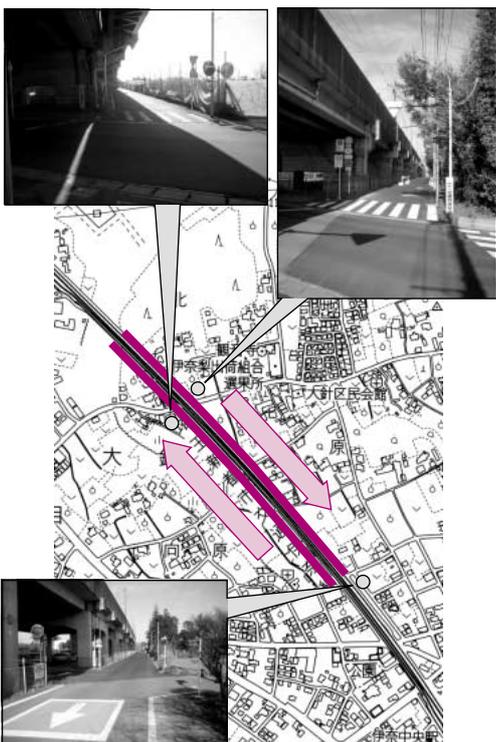
所得段階	対象となる方	年額
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者であって世帯員全員が市町村民税非課税の方	22,300
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	22,300
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	33,400
第4段階	世帯のだれかに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	44,600
第5段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	55,700
第6段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	66,900

新幹線側道の 一方通行化

一方通行化

町では現在、東北・上越新幹線側道の一方通行化を進めているところですが、このたび大針、羽貫地区内の1区間（地図参照）で、新たに一方通行区間を設けました。事故防止のため、ご協力をお願いします。

生活安全課内2283



旧県道の一部を廃止

～通り抜けができなくなります～

旧県道を日本そば店脇からファッションセンターに向かう街路（幅員9m）に切り替え、日本料理店までの区間を廃止します。（別図参照）

旧県道を利用されている方は、

振り替わった県道蓮田鴻巣線をご利用ください。

廃止時期 9月ごろを予定

都市整備課区画整理工務係
内2442

